

# 伊方町介護保険福祉用具購入費支給の手引き

令和5年4月

伊方町



# 目次

1	介護保険制度における福祉用具購入費支給制度について（概要）	… 1
2	利用限度額（支給限度基準額）	… 1
3	対象となる福祉用具の種類	… 2
4	申請に必要な書類と留意点	… 4
5	福祉用具購入 Q&A	… 5

## 介護保険制度における福祉用具購入費支給制度について（概要）

福祉用具購入費支給制度は、介護を必要とする人が、住み慣れた自宅で安全に生活できるように、入浴や排泄に用いる福祉用具のうち、一定の基準を満たすもの（特定福祉用具等）を都道府県の指定を受けた事業者から購入した場合、介護保険により、購入にかかった費用の9割、8割又は7割が保険で支給されます。

### 対象要件

次の要件を全て満たし、福祉用具を購入した場合に対象となります。

- ・ 要介護認定を受けており、認定の有効期間内であること。
- ・ 介護保険被保険者証に記載されている住所地にあり、実際に本人が居住している住宅で使用するもの。

注意点	
介護認定申請中の方について	要介護認定申請中の方が、認定結果の通知前に購入・申請することは可能ですが、認定結果が「非該当」の場合は、支給を受けることができません。
入院中・施設入所中の方について	基本的には、退院・退所後に申請を行いますが、退院・退所の予定が決まっており、福祉用具を使用しなければ在宅生活に支障があると判断できる場合は、入院・入所中においても購入・申請が可能です。 ただし、退院・退所ができない場合は、支給を受けることはできません。
再購入について	原則、当該制度にて購入した、用途が同じものや機能が同一の福祉用具（用途・機能が著しく異なるものを除く）の再購入はできません。ただし、福祉用具を破損した場合や要介護度が著しく高くなった場合など特別な事情がある時で、必要と認められる時は再度支給されます。

## 利用限度額（支給限度基準額）

支給限度基準額は、要介護・要支援状態区分に関係なく毎年度10万円です。

※原則として購入費用の9割～7割が福祉用具購入費として支給され、1割～3割は自己負担となりますので、最大9万円～7万円まで支給されます。

※利用限度額（10万円）を超えた額については、全額自己負担になります。

## 対象となる福祉用具の種類

支給対象となる福祉用具については、以下の表を参照してください。すべての福祉用具の購入が支給対象ではありません。

(1) 腰掛便座	<p>①和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの（腰掛式に変換する場合に高さを補うものを含む。）</p> <p>②洋式便器の上に置いて高さを補うもの</p> <p>③電動式またはスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能があるもの</p> <p>④便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（水洗機能を有する便器※を含み、居室で利用できるものに限る。） ※ただし設置に要する費用については支給対象外</p>
(2) 自動排泄処理装置	<p>自動排泄処理装置の交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等）のうち尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等またはその介護を行う者が容易に交換できるもの（専用パッド、洗浄液等排泄の都度消費するもの及び専用パンツ、専用シート等の関連製品は除かれる。）</p>
(3) 入浴補助用具	<p>入浴に際しての座位の保持、浴槽への出入り等の補助を目的とする用具で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>①入浴用いす…座面の高さが概ね 35 cm 以上のものまたはリクライニング機能があるもの</p> <p>②浴槽用手すり…浴槽の縁を挟み込んで固定することができるもの</p> <p>③浴槽内いす…浴槽内に置いて利用できるもの</p> <p>④入浴台…浴槽の縁にかけて浴槽への出入りを容易にするもの</p> <p>⑤浴室内すのこ…浴室内に置いて浴室の床の段差を解消するもの</p>

	<p>⑥浴槽内すのこ…浴槽の中に置いて浴槽の底面の高さを補うもの</p> <p>⑦入浴用介助ベルト…居宅要介護者等の身体に直接巻き付けて使用するものであって、浴槽への出入り等を容易に介助できるもの</p>
(4) 簡易浴槽	<p>空気式または折りたたみ式で容易に移動できるもの（硬質の材質であっても、使用しない時に立て掛けるなどにより収納できるものを含み、また、居室において必要があれば入浴が可能なもの）であって、取水または排水のために工事を伴わないもの</p>
(5) 移動用リフトのつり具の部分	<p>身体に適合するものであり、「移動用リフト」（福祉用具の貸与の対象となるもの）に連結できるもの</p>
(6) 排泄予測支援機器 (令和4年4月1日から追加)	<p>膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、排尿の機会を居宅要介護者等又はその介護を行う者に通知するもの</p>

※ 福祉用具については、他に介護保険の「福祉用具貸与」のサービスが利用できません。

利用できる種類は車いす、特殊寝台、床ずれ防止用具（空気マットなど）、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえ、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト、自動排泄処理装置などです。

◎ 購入予定の福祉用具が福祉用具購入費の支給対象であるかどうか不明な場合は、購入する前に介護支援専門員（ケアマネジャー）や役場長寿介護課または支所等にご相談ください。

## 申請に必要な書類と留意点

申請に必要な書類は次のとおりですが、必要に応じて提出書類の追加をお願いすることがありますので、予めご了承ください。

### 1 支給申請書

『介護保険居宅介護（支援）福祉用具購入費支給申請書』

### 2 領収証（原本）（購入した福祉用具の購入価格が記載されたもので、領収証の宛名は被保険者ご本人のもの）

### 3 購入した福祉用具のパンフレット（原本または写しで製造会社名・商品名・型番などがわかるもの）

### 4 被保険者ご本人の預金通帳など口座の確認ができるもの

### 5 戸籍謄本等相続人であることがわかるもの

（福祉用具購入後、申請までの間に被保険者の方が死亡し、相続人の代表者の方が申請する場合に必要です。ただし、被保険者の方が死亡した時点で、被保険者の方と相続人の代表者の方が伊方町住民基本台帳上同一世帯に属している場合は必要ありません。）

### 6 医学的な所見の確認ができる書類（排泄予測支援機器の購入の際）

※以下（１）～（４）のいずれか

（１）介護認定審査における主治医の意見書

（２）サービス担当者会議等における医師の所見

（３）介護支援専門員等が聴取した居宅サービス計画等に記載する医師の所見

（４）個別に取得した医師の診断書 等

## 福祉用具購入 Q & A

No	区 分	Q 質問	A 回答
01	腰掛便座	腰掛便座の範囲は、家具調のもの、ウォームアップ機能付きのものなど高額なものもあるが、特に制限はないか。	家具調のもの等、金額にかかわらず、利用者が選択すれば給付対象として差し支えない。
02	腰掛便座	水洗式ポータブルトイレで、居室において利用可能なものは特定福祉用具購入の対象となるか。	国通知により、対象となる福祉用具にあることから、対象とする。ただし、設置に要する費用は対象外。
03	補高便座（固定式）の取扱い	TOTOの補高便座EWCシリーズのようにビス等で固定するタイプは福祉用具購入費か住宅改修費どちらの支給対象となるか。	ネジでの取付けが必要となるが工事とまではいかず、また給水工事を伴っていないため福祉用具購入費の対象とする。 ただし、取付けに伴う工費が発生した場合、工費は実費となり介護保険対象外である。 ※テクノエイド協会HPにも特定福祉用具購入（腰掛便座）として有り。
04	洗浄機能付き腰掛便座（ウォシュレット付き補高便座）	ウォシュレット付き補高便座は福祉用具購入の対象となるか。	原則、テクノエイド協会で福祉用具購入の対象となっている商品の場合、支給対象とする。 テクノエイド協会の対象となっていない場合、ウォシュレットと補高便座が一体型の場合はウォシュレット補高便座全部を、便座部分とウォシュレット部分に分けることができる場合は、補高便座部分のみを支給対象とする。 なお、補高便座については、あくまでも「補高を目的」としている場合に支給対象となるので、洗浄機能のみを目的とした場合は支給対象とならない。 ※ウォシュレットの他、暖房、消臭機能の場合も同様の取扱いとする。

05	自動排泄処理装置の交換可能部分	しびんを特殊尿器として福祉用具購入費の支給対象とすることは可能か。	自動排泄処理装置については、「尿又は便が自動的に吸引されるもの」としているため、しびんは給付対象とならない。尿又は便が自動的に吸引されないもの（手動式のもの）についても支給対象とはならない。
06	自動排泄処理装置の交換可能部分	自動排泄処理装置の交換可能部品として、パッドは保険給付の対象となるか。	専用パッド、洗浄液等排泄の都度消費するもの及び専用パンツ、専用シーツ等の関連製品は対象外。 ※自動排泄処理装置の本体部分は福祉用具貸与の対象種目となり、交換可能部品（レシーバー・チューブ・タンク等）のうち尿や便の経路となるものは購入対象となる。
07	入浴補助用具（浴槽内いす）	浴槽内いすを、浴槽の内用と外用で1台ずつ購入し、踏み台として使用することは可能か。	同一商品は基本不可であり、浴槽内いすを踏み台として使用することは本来の使用方法ではないため、浴槽内いすの外用での購入はできない。
08	入浴補助用具	段差解消を目的とした「滑り止めマット」や浴槽内の高さを調整するための「滑り止めマット（浴槽用）」は特定福祉用具購入の対象となるか。	「滑り止めマット」については、浴室内すのこに該当しないため、特定福祉用具購入の対象外となる。
09	同一種目の購入	1階と2階の両方のトイレを利用するが、両方のトイレで補高便座を購入できるか。	同一種目・品目の福祉用具の複数購入は支給対象外である。
10	同一種目の購入	退院したばかりの一人暮らしで、昼間はトイレに行けるので補高便座を購入し、夜間は足元が暗く、転倒の危険もあるのでポータブルトイレを購入することは可能か。	同一種目だが、用途・目的が異なるため、購入可能である。
11	購入理由	介護者の負担軽減を主目的とした特定福祉用具の購入は可能か。	介護者の負担軽減を主目的とする購入は介護保険法の趣旨からして不可である。 本人の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが目的とされなければならない。

			<p>その上で介護者の負担が軽減されるものについては問題ない。</p>
12	購入に伴う運搬費や設置費	<p>特定福祉用具購入費の支給申請の際に「運搬費」や設置費を含んで請求しても構わないか。</p>	<p>福祉用具購入に運搬費は含まないため、運搬費や設置費を除いた分が保険給付の対象となる。</p>
13	ショートステイ利用中の購入	<p>ショートステイを利用中の場合、福祉用具購入は可能か。</p>	<p>自宅での福祉用具利用であれば可能だが、ショートステイ先の施設で利用するための福祉用具購入は不可。</p> <p>ただし、自宅での利用実績がなければ、支給申請はできない。</p>
14	インターネットによる購入	<p>インターネットや通信販売で福祉用具を購入した場合、支給対象となるか。</p>	<p>福祉用具の購入は福祉用具専門相談員から福祉用具に関する専門的知識に基づく助言を受けて行わなければならないため、インターネットや通信販売での購入は支給対象外である。</p> <p>同様に、特定福祉用具販売の指定を受けていない事業所から購入した場合も支給対象外となる。</p>
15	送料等の諸費用の取扱い	<p>福祉用具購入費の対象となる特定福祉用具を購入した際に、送料、組立等の諸費用がかかっている場合、これらの費用についても支給対象となるか。</p>	<p>福祉用具の購入の際に要した送料、組立費等、特定福祉用具そのものの対価ではない諸費用については、購入費の支給対象とならない。</p>
16	支給限度額管理期間	<p>福祉用具購入費の支給限度基準額は、同一年度で10万円とあるが、対象となる期間はいつからいつまでを指すのか。</p>	<p>毎年4月1日から翌年3月31日まで。</p>
17	介護保険施設入所の購入	<p>介護保険施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院）に入所している場合に、福祉用具購入は支給対象となるか。</p>	<p>介護保険の施設サービスを提供されている場合、福祉用具購入について介護報酬を算定することはできないため、支給対象外となる。</p>
18	特定施設やグループホームにおける福祉用具購入	<p>特定施設（軽費老人ホーム、養護老人ホーム、有料老人ホーム）、グループホームでは福祉用具の購入は支給対象となるか。</p>	<p>特定施設（軽費老人ホーム、養護老人ホーム、有料老人ホーム）、グループホームでは福祉用具が整備されていることが前提のため、一般的には想定していません。</p>

19	入院中の購入	<p>退院後、自宅で特定福祉用具が必要となるため、入院中に購入することは可能か。</p> <p>また、支給申請はいつすべきか。</p>	<p>退院後の在宅生活に向けて、入院中に特定福祉用具を購入することは可能です。</p> <p>ただし、支給申請は退院後、特定福祉用具の利用後となるため、今回のケースにおいて入院中に福祉用具を購入し、そのまま亡くなってしまうと、全額自己負担となる。</p>
20	新規認定申請中の購入	<p>新規認定申請中だが、すぐにも福祉用具が必要な身体状況の場合、支給対象となるか。</p>	<p>購入の領収日が新規認定申請日以降の日付であれば、認定結果が確定次第、申請書を提出することは可能である。</p> <p>ただし、認定結果が非該当となった場合は、支給はできず全額自己負担となるため、トラブルを避けるためにも必ず事前に利用者へ説明しておくこと。</p>
21	自宅外での購入	<p>お泊まりデイを居所として、福祉用具を購入することは可能か。</p>	<p>お泊まりデイは居所ではないため、福祉用具を購入することはできない。</p>
22	領収証	<p>領収書は写しでもよいか。</p>	<p>申請時には必ず領収証原本の提示が必要となる。町で確認した上で、コピーをとり、原本を返却します。</p>
23	領収証	<p>支給申請書に添付する領収書の氏名は申請者である被保険者本人とされているが、実際に購入代金を支払うのが家族・親族である場合には、その氏名の領収書を添付すればよいか。</p>	<p>あくまで被保険者本人あての領収書が必要である。</p>
24	時効	<p>福祉用具購入費の支給申請の時効は何年か。また、その起算日はいつか。</p>	<p>2年で時効となり、起算日は代金を完済した日（領収日）の翌日です。</p> <p>購入後、速やかに支給申請を行ってください。</p>